# 伊豆の国市給水装置の管理義務について

給水装置は、需要者がそれぞれのニーズに合わせて給水方式や口径、設備、器具等を選択し、自らの費用負担により設置された個人財産です。そのため、管理は基本的に個人管理となります。しかしながら、公道上に埋設された部分の修繕等の管理を個人で行うことは困難であり、また、破損した場合、第３者に影響を及ぼす恐れがあるため、水道管理者が行います。（詳細については下記をご覧ください。）

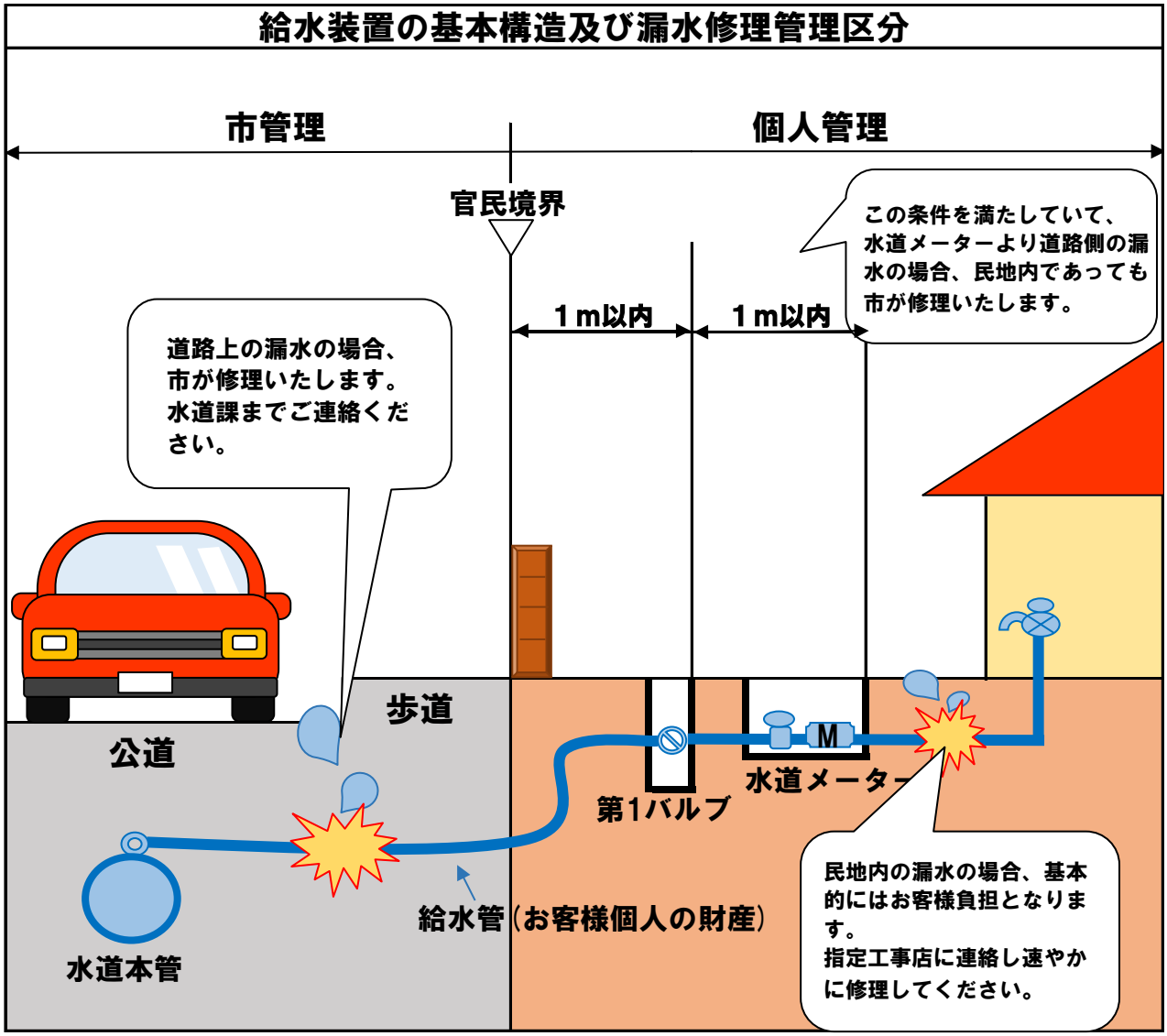


注1 民地内における石張り、タイル、ブロック等の高価部材の修繕費は、個人負担となります。

注2 メーター設置位置が上記となっているものについては、水道メーターまで市で管理いたします。

注3 基本構造となっていない箇所は、改築、改造、修繕等の給水工事時に修正するよう、指導させていただきます。

注4 合併前の旧3町における給水装置設置基準に相違があったため、それ以前に設置された給水装置に関しましては、可能な限り柔軟な対応をさせていただきます。詳しくは水道課までご連絡ください。


伊豆の国市
都市整備部水道課
TEL:055-948-2911